

随意契約及び比較見積りを省略する理由書

案件名 : 寝屋川南部地下河川 今川排水機場 昇降機設備改修工事

本工事は、今川排水機場の昇降機設備において、巻き上げ機、メインワイヤー、制御盤等の改修を行うものである。

1. 随意契約理由

今川排水機場は、寝屋川流域の浸水被害を防ぎ、府民の安心・安全を確保するための防災施設である。今回改修する当該設備は、施設の保守管理を行う上で重要な管理動線上に設置された設備であり、常にその状態を良好に維持する必要がある。

本工事の内容は、高い信頼性と安定した機能確保のために、昭和 60 年の設置後 35 年が経過した昇降機設備の経年劣化したメインワイヤーや巻上機、制御盤など主要部品の取替を行うものであり、併せて既存不適格状態を現行の建築基準法への適合を図るものである。

当該機器は、製作会社固有の技術により、当機場用に設計・製作されたものであり、いわゆる汎用機器ではないため、他者では実施できないものである。

以上のことから、本工事の施工は、設計・製作を行ったフジテック株式会社以外にはないため、同社近畿統括本部より見積りを徴取することとし、その価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結したい。

2. 比較見積省略理由

本府財務規則第 62 条の規定に基づき複数の者から見積もりを徴取すべきであるが、同規則の運用第 62 条関係第 2 項第 1 号（特定の者でなければ履行できないもの）の規定により、比較見積りの徴取を省略する。